

令和5年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち  
農地貸付協力金交付事業補助金交付等要項

制定 令和5年4月19日付け 産振第47号

(趣旨)

第1 県産かんしょの生産拡大を図るため、農地中間管理事業を通じて、かんしょ農家の規模拡大に必要な農地を貸し付ける者に対して、協力金を交付する。

(通則)

第2 令和5年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち農地貸付協力金交付事業補助金(以下「補助金」という。)の交付については、茨城県補助金等交付規則(昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。)及びこの要項に基づき補助金を交付する。

(交付対象者)

第3 農地中間管理機構(農地集積バンク)を活用して、規模拡大意向のあるかんしょ農家又は新規栽培希望者に必要な農地を貸し付ける農家及び農地の相続人(以下「貸付者」という。)とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4 第2に規定する経費及びこれに対する補助率は、以下に定めるところによるものとする。

交付経費	補助率	交付額
令和5年度茨城かんしょトップランナー産地拡大事業のうち農地貸付協力金交付事業により、農地の貸付者に交付される協力金	定額	15,000円/10a
1ha以上まとまった農地を貸付する場合※	定額	20,000円/10a

※1 1ha以上まとまった農地とは下記①～⑥のいずれか一つを満たす農地として、地図等で確認すること。

- ①一つの土地が1haを超える場合
- ②二つ以上の土地が畦畔で接続している場合
- ③二つ以上の土地が小幅員の農道又は水路で接続している場合
- ④二つ以上の土地が各々一隅で接続し、作業の継続に大きな支障のない場合
- ⑤段状をなしている二つ以上の土地の高低の差が作業の継続に大きな支障のない

## 場合

### ⑥二つ以上の土地が、耕作者の宅地に接続している場合

※2 複数の貸付者が1人の耕作者に1ha以上まとまった農地を貸付する場合、複数の貸付者が同時期に提出した申請分を加算の対象とする。この場合、貸付者と耕作者は調整の上、交付申請書（交付申請書兼実績報告書）に、同時期に申請する他の貸付者名を記載すること。

※3 耕作者の既存の耕作地に隣接する農地を新たに貸付することで、隣接する耕作者の耕作地が1haを超える場合（既に1haを超えている耕作地に隣接する場合を含む）新たに貸付する農地を加算対象とする。この場合、貸付者と耕作者は調整の上、申請時に、隣接する耕作者の既存耕作地の農地台帳を添付すること。

## （交付要件）

第5 貸付者が、協力金の交付を受けるためには、以下の要件を全て満たす必要がある。

- 1 農地中間管理事業による貸借が令和5年4月1日から令和6年3月31日までに成立すること。
- 2 農地中間管理事業を通じて貸借される農地であって、次号のいずれにも該当すること。
  - (1) 農地中間管理事業を通じて貸借される農地の面積が20a以上であること（複数の貸付者による農地面積の合算が20a以上である場合又は新たに貸付される農地が20a未満であっても、隣接するかんしょ栽培農地と合わせて20a以上となる場合を含む。）。
  - (2) 令和5年度作付け予定の農地においては令和4年度に、令和6年度作付け予定の農地においては令和5年度にかんしょを栽培していないこと。
  - (3) 荒廃農地ではないこと。
- 3 2により貸し付けられた農地において、5年間のうちかんしょを3作以上作付けることを明記した様式第3号（栽培計画事前報告書）を貸付先からもらうこと。なお、貸借後の最初の作付けはかんしょを作付けることを明記すること。

## （補助金の交付申請）

第6 規則第4条の規定による補助金の交付申請をしようとするときには様式第1号による交付申請書を、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに市町村長を経由して知事に提出しなければならない。ただし、交付申請時において農地中間管理事業を通じて貸借の手続きが完了している場合には、交付申請書兼実績報告書（様式第2号）により提出するものとする。

- 2 市町村長は、第1項で定める交付申請書及び交付申請書兼実績報告書の提出があった場合には、内容を確認の上、様式第4号により知事に提出するものとする。

(交付決定の通知)

第7 知事は、第6第1項の規定による交付申請書及び交付申請書兼実績報告書の提出があったときは、当該交付申請書について、審査の上、補助金を交付すべきものと認められたときは速やかに交付決定を行い、事業実施主体に対し様式第6号により、市町村には様式第5号により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第8 事業実施主体は、第6第1項の規定による交付申請を取り下げようとするときは、第7第1項の規定による交付決定の通知を受けた日から起算して10日以内にその旨を記載した取下書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更)

第9 第7第1項の規定により補助金の交付決定の通知を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該補助金の交付の対象となった事業(以下「補助事業」という。)について、次の各号に示す重要な変更をしようとするときは、あらかじめ補助金変更承認申請書(様式第7号)について市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

ただし、補助金変更承認申請時において補助事業が完了している場合には、変更承認申請書兼実績報告書(様式第8号)により提出するものとする。

(1) 事業実施主体の変更

(2) 事業の中止又は廃止

(3) 県補助金の増または県補助金の30%を超える減

2 市町村長は、第1項で定める変更承認申請書及び変更承認申請書兼実績報告書の提出があった場合には、当該申請書等について、内容を確認の上、様式第4号により知事に提出するものとする。

3 知事は、当該申請書等の変更の内容が適切と認めた場合には、事業実施主体には様式第9号により、市町村には様式第5号により通知するものとする。

(補助事業の中止等)

第10 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式第7号により知事の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときには速やかに様式第7号により知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第 11 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止し、又は廃止したときを含む。）は、令和 6 年 3 月 31 日までに、様式第 10 号に必要な書類を添えて、市町村長を経由して知事に提出しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第 12 知事は、第 11 の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者には様式第 11 号により、市町村には様式第 5 号により通知するものとする。

（額の再確定）

第 13 補助事業者は、第 12 の規定による額の確定通知を受けた後において、本事業に関し、違約金、返還金、保険料その他の補助金に代わる収入があったこと等により本事業に要した経費を減額すべき事情がある場合は、交付決定者に対し当該経費を減額して作成した実績報告書を第 11 に準じて提出するものとする。

2 知事は、前項に基づき実績報告書の提出を受けた場合は、第 12 に準じて改めて額の確定を行うものとする。

（交付決定の取消等）

第 14 知事は、第 10 第 1 項の規定による補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第 7 第 1 項の規定による交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。

（1）補助事業者が、法令、本交付等要項又は法令若しくは本交付等要項に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合

（2）補助事業者が、推進事業等に関して、不正、事務手続の遅延、その他不適当な行為をした場合

（3）交付決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 知事は、第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による取消しをした場合において、前項の返還を命ずるときは、加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第 2 項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、別に定めるものとする。

(証拠書類の保存)

第 15 補助事業者は、補助事業に係る帳簿その他の証拠書類を整理し、補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(効率的かつ適正な執行の確保)

第 16 県は、本事業の実施に関し、必要な限度において、事業実施主体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

2 県は、本事業の実施に関し監督上必要があるときは、その対象事業を検査するとともに、その結果、違反の事実があると認められるときには、その違反を是正するために、事業実施主体に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。

(補則)

第 17 本要項に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する